

# 国道 4 号と国道 4 8 号の管理が国から仙台市になります

## — 国道の直轄区間の移管 —

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）」に基づき  
国道 4 号と国道 4 8 号が国土交通省から仙台市へ移管になります。

### 1 移管になる直轄区間

国道 4 号：太白区八本松 2 丁目 205 番 1～青葉区本町 3 丁目 9 番 2 約 4.5 km

国道 4 8 号：青葉区本町 3 丁目 9 番 2～青葉区折立 4 丁目 4 番 570 約 8.0 km

### 2 移管後の路線名称

- ① 県道仙台名取線：太白区八本松 2 丁目 205 番 1～太白区根岸町 9 番 14
- ② 国道 2 8 6 号：太白区根岸町 9 番 14～青葉区本町 3 丁目 9 番 2
- ③ 県道仙台泉線：青葉区本町 3 丁目 9 番 2～青葉区木町通 2 丁目 301 番 1
- ④ 県道仙台村田線：青葉区木町通 2 丁目 301 番 1～青葉区折立 4 丁目 4 番 570
- ⑤ 国道 4 8 号：青葉区本町 3 丁目 9 番 2～青葉区大町 2 丁目 13 番 12

### 3 移管となる日

平成 2 8 年 4 月 1 日（金）

### 4 問い合わせ先

道路部道路計画課 ☎ 0 2 2 - 2 1 4 - 8 3 7 5

道路管理課 ☎ 0 2 2 - 2 1 4 - 8 3 6 9

### 5 移管区間図

